

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業
用語の定義

佐 野 市

令和 6 年（2024 年）4 月

実施方針及び要求水準書（案）において使用する用語の定義は、次のとおり。

あ 行	維持管理対象施設	本施設（本事業において整備対象である施設）をいう。
	S P C	会社法(平成 17 年法律第 86 号)の株式会社として設立し、本事業を実施するための特別目的会社をいう。
か 行	完成図書	事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
	供用開始	本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
	更新	劣化した部位又は部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。
さ 行	市	佐野市をいう。
	事業契約	基本契約、設計施工一括契約、維持管理委託契約を総称していう。
	事業予定地	本事業の整備対象施設である現佐野市立西中学校が立地する敷地（栃木県佐野市大橋町 2026 番地）を指す。
	実施方針等	令和 6 年 4 月 22 日に公表された、「佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業」の実施方針、要求水準書（案）及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
	修繕	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
	新校舎	佐野市立西中学校区小中一貫校の、本事業において整備する新校舎をいう。
	清掃	汚れを除去するための作業又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
	施工計画書	事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
	設計図書	要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
た 行	点検	建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。
は 行	PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」のことをいう。 PFI は、Private Finance Initiative の略。
	評価委員会	応募者から提出された提案書の内容等を評価するため、学識経験者で構成された「佐野西中学校区小中一貫校整備事業者選定評価委員会」をいう。
	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象若しくは疫病のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。

は 行	法定点検	関係法令に基づき実施することが規定されている点検のことをいう。
	法令	法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
	保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
	募集要項等	令和6年6月下旬に公表予定の、「佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業」の募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定、事業契約及びこれらに付帯する資料の一切をいう。
	保全	建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽など対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。
	本施設	本事業において整備対象である施設をいう。なお整備対象施設は以下の通り。 - ア 佐野市立西中学校区小中一貫校の新校舎 - イ 佐野市立西中学校区小中一貫校の屋内運動場（メインアリーナ兼講堂、サブアリーナ、武道場及びその他諸室） - ウ 屋外運動場（前期・後期課程兼用、部室、体育用具倉庫）、 - エ サブ屋外運動場 - オ 遊具広場 - カ テニスコート - キ 屋外付帯施設（屋外トイレ、ゴミ置き場、屋外倉庫、防火倉庫） - ク 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等） - ケ こどもクラブ - コ 通学用バス乗降場
な 行	日常点検	目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検。
ら 行	利用者	本施設を利用する児童、生徒、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。
	劣化	物理的、科学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。